

県外で妊産婦健康診査・新生児聴覚検査・1か月児健康診査 を受診される方へ（重要なお知らせ）

茨城県外の医療機関及び助産所で妊婦健康診査を受ける場合は、受診する1カ月前までに、「県外妊婦健康診査・産婦健康診査・新生児聴覚検査・1か月児健康診査受診申請書」の提出または申請が必要です。

【申請場所・方法】

- ①こども未来センターまたは桜・谷田部・大穂保健センターへ持参
- ②こども未来センターへ直接郵送
〒305-8555 つくば市研究学園一丁目1番地1 つくば市役所
こども未来センター母子保健係 宛
- ③いばらき電子申請で申請

右の二次元コードからつくば市ホームページにアクセスし、申請することもできます。

【申請後の流れ】

- 市の担当者から、契約の可否について御連絡いたします。
*窓口または郵送で申請書を提出された方へは、お電話にて御連絡いたします。
*いばらき電子申請で申請された方は、メールにて御連絡いたします。

つくば市

ホームページ



妊産婦健康診査・新生児聴覚検査・1か月児健康診査償還払の御案内

つくば市と契約ができない茨城県外の医療機関等で受診した場合は、つくば市へ申請をしていただくことで、公費負担分の費用を払戻しいたします。

【対象者】

- 以下の3つの条件を満たしている方が対象者となります。
- ①医療機関等で受診する前に県外妊婦健康診査・産婦健康診査・新生児聴覚検査・1か月児健康診査受診申請書を提出または申請した方
 - ②契約を結んでいない県外の医療機関等で受診したため、つくば市の「妊婦健康診査受診票」「産婦健康診査受診票」「新生児聴覚検査受診票」「1か月児健康診査受診票」を使用して医療機関等で公費負担を受けることができない方
 - ③受診日につくば市に住民登録がある方

【申請期限】

受診日から起算して翌年度末（期日厳守）
令和7年4月20日（令和7年度）に受診した場合
→ 令和9年3月31日（令和8年度の末日）まで

【内容】

- ①払戻しできる額は各受診票の助成上限額までです。（医療機関が設定した金額から助成上限額を差し引いた額は、自己負担となります。）
- ②自己負担10割の健康診査に係る費用が払戻しの対象となります。冊子代や薬代、健康保険適用のうちの実費代等は払戻しの対象となりません。

【申請方法】

こども未来センターまたは桜・谷田部・大穂保健センターへ以下の①～⑤を持参してください。

- ① 医師（医療機関等）から受診結果の記載を受けた受診票原本
- ②母子健康手帳の写し
「子の保護者」欄、「妊娠中の経過」欄、
「母体の経過」欄、「検査の記録」欄
※確認のため母子健康手帳原本もお持ちください
- ② 医療機関等発行の領収書及び診療明細書の写し
※内容を確認できない場合支払いできないことがあります。
- ④振込先の口座が確認できるもの
- ⑤印鑑

※郵送は原則不可です（転出者は除きます）

※申請を郵送で行う場合、事前にこども未来センターまでご相談の上、特定記録または簡易書留等で郵送してください。

妊婦健康診査受診票（第1頁）つくば市